

第7次山形県保健医療計画の策定について

1 保健医療計画について

(1) 医療法に基づく医療計画

医療計画には、以下に掲げる事項を定めることとされている。

① 5疾病5事業に関する事項

5疾病：①がん、②脳卒中、③心筋梗塞等の心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患
 5事業：①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、
 ⑤小児医療(小児救急医療含む)

→ 必要となる医療機能、各医療機能を担う医療機関の名称を記載

→ 治療又は予防に係る事業、医療の確保に必要な事業、数値目標を記載

- ② 在宅医療に関する事項
- ③ 医療従事者の確保に関する事項
- ④ 地域医療構想に関する事項
- ⑤ 医療の安全の確保に関する事項
- ⑥ 医療圏の設定に関する事項
- ⑦ 基準病床数に関する事項

(2) 本県の保健・医療に関する施策の基本指針

現行計画では、法定記載事項に加え、保健・医療・福祉の総合的な取組みとして、高齢者保健医療福祉、障がい者保健医療福祉、母子保健医療福祉等について記載するとともに県内4地域の計画を記載

2 保健医療計画見直しのポイント (医療計画作成指針等より)

(1) 5疾病・5事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化

施策や事業の結果(アウトプット)のみならず、住民の健康状態や患者の状態(成果(アウトカム))に対してどれだけの影響(インパクト)を与えたかという観点から施策及び事業の評価と改善を行う仕組みを政策循環の中に組み込んでいくこととなる。⇒ 施策の評価については住民の健康状態や患者の状態で行うことが重要

また、共通の指標により現状把握を行うことで、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較できるようなものとするため、指標が見直される。

(2) 介護保険事業(支援)計画等の他の計画との整合性の確保

病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要であることから、県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、関係者による協議の場※を設置し、必要な事項についての協議を行う。

※本県は、地域保健医療協議会(在宅医療専門部会)を協議の場とする。

(3) 計画期間の変更等

在宅医療及び介護の連携の観点から、同時改定となる介護保険事業支援計画（計画期間3年）と改定のサイクルを合わせるため、5年から6年に変更する。

なお、在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとなる。

(4) その他

「へき地保健医療計画」「周産期医療体制整備計画」を保健医療計画に一本化する。

3 次期計画の検討体制

